

## 航行不能航空機の撤去作業に関する同意書

富士山静岡空港の使用に際して、航空機が滑走路上等において航行不能の状態に陥った場合の対応について、以下の事項に同意します。

- 原則として、航行不能航空機の撤去又は移動（以下「撤去等」という。）は当該機の運航者又は所有者（以下「運航者等」という。）の責任により行うこと。また、撤去等については空港運用への影響を考慮し、速やかに実施すること。
- 撤去等については、あらかじめ富士山静岡空港株式会社（以下「空港会社」）と調整し提出した「運航者撤去作業計画」に基づき行うこと。
- 撤去作業の見通し等に関する情報について、速やかに空港会社に通知すること。
- 上記の他、航空機撤去に必要な事項について、撤去作業調整者（空港会社空港運用部長もしくは、空港運用部長が指名する者）の指示に従うこと。
- 撤去等に関連して生じた費用（撤去した航空機を保管（仮置き）する土地や施設の使用料、空港機能に損害を生じた場合の原状復帰に係る経費等を含む）について負担することとし、空港会社の指定する期日までに指定の方法により支払うこと。
- 運航者等は、必要に応じ撤去作業の全部又は一部を空港会社に依頼することができるが、その場合は以下の事項に同意すること。
  - 空港会社が撤去等を行う場合は、第三者に撤去作業や資機材の提供及び人員の手配を依頼することがあること。
  - 運航者等は、空港会社又は空港会社が依頼した第三者が行った撤去作業並びに撤去に使用した資機材等の使用により生じた費用（機材借上賃、機材損料、役務費、運搬費等を含む）について負担することとし、空港会社が指示する方法により支払うこと。なお、空港会社は立替払いしないことを基本とする。
  - 運航者等は、空港会社又は空港会社が依頼した第三者が行った撤去作業により当該運航者等にやむを得ず生じた損害については一切の請求を行わないこと。
  - 運航者等は、空港会社又は空港会社が依頼した第三者が行った撤去作業により負傷者が発生した場合における運航者等に対する損害賠償請求を妨げないこと。
  - 運航者等は、撤去作業を空港会社に依頼する場合においても、最善の協力を行うこと。
- 上記の履行について、運航者等が撤去等の見通しを立てるまでに相当の時間を要するなど、滞留旅客や気象状況等を総合的に考慮し、空港運用に甚大な影響を及ぼすと空港会社が判断した場合には、運航者等からの依頼によらず空港会社が運航者等に通告した上で、撤去等を行う場合があること。なお、その場合に生じる費用負担

等については上記6.に従う。

8. 上記事項の履行に際して障害が生じないよう、運航者等は必要に応じ、あらかじめ保険会社との間で調整を行うこと。
9. 運航者等は、他の運航者又は所有者と共同で航空機を所有又は使用している場合は、当該航空機のすべての運航者及び所有者の代理人又は代表者として本同意書に同意するものとする。
10. 空港会社が運航者等による本同意書の履行に疑義があると判断した場合には、当該運航者等に対して空港の使用の停止その他必要な措置がとられること。
11. 本同意書に定めのない事項又は本同意書の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議に応じ、速やかに解決を図ること。
12. 本同意書の内容の趣旨を損なわず、かつ当事者間に重大な影響を及ぼさない範囲の軽微な変更は、空港会社の電子メール又は書面の通知をもって変更の効力を生じさせる場合がある。その際、運航者等の同意書の再提出は要しない。
13. 本同意書の有効  
本同意書の有効期間は署名された日付をもって有効とし、特段の終了期限を定めないこと。

年　　月　　日

(住所又は所在地)

(運航者等の氏名又は名称)

(代表者役職及び署名)

(印)